

〈さくらがわ スマイル 子どもプラン〉  
第2次桜川市次世代育成支援行動計画(案)

パブリック・コメント資料



## 第2次桜川市次世代育成支援行動計画（案）

〈さくらがわ スマイル 子どもプラン〉

I	次世代育成支援行動計画の概要	1
1.	策定の背景と目的	2
2.	計画の位置づけ	3
3.	子ども・子育て支援法との関係	3
4.	計画の期間	3
5.	計画の推進体制	3
6.	基本的な視点	4
II	次世代育成支援行動計画後期計画の達成状況	5
1.	桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）	6
2.	後期行動計画の達成状況（平成25年度末時点）	6
III	子育ての将来像	13
1.	基本理念	14
2.	基本目標	15
3.	基本方針	16
4.	施策の体系	19
IV	行動計画	21
1.	子どもたちの幸せで健やかな成長のために	22
2.	子どもと保護者のための地域の保育と教育	30
3.	地域社会ぐるみで見守り応援する子育て	38
V	放課後子ども総合プラン	45
1.	放課後子ども総合プランの趣旨・目的	46
2.	放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況	46
3.	放課後児童クラブ（学童クラブ）の平成31年度に達成されるべき目標事業量	46
4.	一体型・連携型放課後児童クラブ（学童クラブ）の平成31年度に達成されるべき目標事業量	46
5.	放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	46
6.	小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策	46
7.	教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	46
8.	地域の実情に応じた放課後児童クラブ（学童クラブ）の開所時間の延長に係る取組	46

## I 次世代育成支援行動計画の概要

1. 策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 子ども・子育て支援法との関係
4. 計画の期間
5. 計画の推進体制
6. 基本的な視点

# I 次世代育成支援行動計画の概要

## 1. 策定の背景と目的

### ■次世代育成支援対策推進法と少子化社会対策基本法の成立

---

我が国においては急速な少子化が進み、次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つ環境を整備するために、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 17 年度から平成 26 年度の 10 年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年に「少子化社会対策大綱」、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、様々な少子化対策の取り組みが実施されてきました。

### ■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

---

平成 19 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定、平成 22 年に新たな視点や取り組みを盛り込み改定され、男女が健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取り組みが進められています。

### ■子ども・子育て関連 3 法の成立と「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」

---

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等のため、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

また、「子ども・子育て関連 3 法」と同時に成立した「社会保障制度改革推進法」に基づき社会保障制度改革国民会議が設置、平成 25 年 8 月にとりまとめられた報告書の中で少子化対策分野の改革について、「妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援」や、「出産・子育てと就業継続の二者択一状況の解決」の必要性などの考え方にに基づき、新制度の着実な実施、放課後児童対策の充実、女性の妊娠から子育ての時期にかけて連続した支援の必要性などが示されました。

### ■少子化危機突破のための緊急対策

---

平成 25 年 6 月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が少子化社会対策会議において決定され、子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化等を進めていくこととされています。

このような流れを受け、男女が希望通りに働きながら、結婚、出産を経て、子育てが出来る環境を整えること、社会の意識と流れを変えていくことで、少子化の進行と人口減少を解消する総合的な政策の推進が重要となっています。

### ■次世代育成支援対策推進法の改正

---

「次世代育成支援対策推進法」に基づく 10 年間の取り組みにより、合計特殊出生率がやや持ち直し、また仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等がある程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き集中的・計画的な対策の推進・強化のため、国は「次世代育成支援対策推進法」を 10 年間延長する等の改正を行いました。

このような状況を踏まえ、本市においても「桜川市次世代育成支援行動計画後期行動計画」の計画期間終了に伴い、新たに平成 27 年度を初年度とする「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育など本市が取り組むべき子育て支援を総合的に推進するための指針として策定するものです。

本計画は、本市の総合計画をはじめ各種の部門別計画との整合・調整を図りながら策定します。

## 3. 子ども・子育て支援法との関係

「次世代育成支援対策推進法」は10年間の集中的・計画的な取り組みを進める時限立法ですが、「子ども・子育て支援法」は消費税財源の投入を前提に子育て支援の充実を図る恒久法となっています。

次世代育成支援対策の中核である保育の提供や子育て支援事業等については、従来、市町村行動計画で目標事業量を定めていましたが、子ども・子育て支援法の制定でそれらの定量的整備目標は、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村計画に記載されることになりました。

「次世代育成支援対策推進法」は、「子ども・子育て支援法」の制定に伴う関係整備法の一つとして改正され、参酌基準の規定が削除されるとともに、市町村行動計画等の策定は任意となりました。

従来、保育の提供や子育て支援事業の推進について、「次世代育成支援対策推進法」が果たしてきた役割・機能は、恒久法である「子ども・子育て支援法」に引き継がれ、今後は両法律が相まって、より手厚い次世代育成支援が推進されることとなります。

## 4. 行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は平成36年度までの時限立法であり、市町村行動計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、5年を1期として策定できることとなっています。

本市では、計画の期間を平成27年度～平成36年度までの10年間とし、平成27年～平成31年の5カ年の前期行動計画を策定することとします。

### 第2次桜川市次世代育成支援行動計画

前期計画 平成27年度～31年度

後期計画 平成32年度～36年度

## 5. 行動計画の推進体制

総合的な次世代育成支援の検討を行うため、「桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会」において、「第2次桜川市次世代育成支援行動計画」の内容を協議します。

また、各施策を総合的・効果的に展開するため、必要に応じて庁内において各課調整を行うものとします。

## 6. 基本的な視点

### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、男女が協力して子育てを行うべきとの視点に立った取り組みが重要です。

### (2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みが必要です。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活や子育て支援ニーズも多様化しており、家庭の特性を踏まえることも重要であることから、個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが必要です。

### (4) 社会全体による支援の視点

子育ては父母（保護者）が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政・企業・地域を含めた社会全体が協働して取り組むべき課題であり、対策を進めていくことが必要です。

### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みとして、少子化対策の観点からも重要であり、地域においても、行政や企業をはじめ関係者が連携し、創意工夫の下に、実情に応じた展開を図ることが必要です。

### (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

結婚・妊娠・出産・育児と切れ目のない支援を推進することは、それらに関する希望を実現するためにも必要であり、創意工夫の下に、少子化の状況等の地域の実情に応じた支援の展開が必要です。

### (7) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要であり、その際には、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取り組みを進めることが必要です。

### (8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者や児童委員等が活動するとともに、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等様々な人材も多く、このような地域の社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用することが必要です。

### (9) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、適切な供給量と質の確保が重要であることから、サービスの質を評価し高めていく視点により、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

### (10) 地域特性の視点

地域の特性は様々であり、そこで生活する利用者のニーズや必要な支援策も異なることから、各々の地域特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

## Ⅱ 次世代育成支援行動計画後期計画の達成状況

1. 桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）
2. 後期行動計画の達成状況（平成 25 年度末時点）

## Ⅱ 次世代育成支援行動計画後期計画の達成状況

### 1. 桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）

桜川市次世代育成支援行動計画は、「子どもたちの幸せ育てる 桜川市」を基本理念として、その実現のために以下の3つの基本方針を立てています。

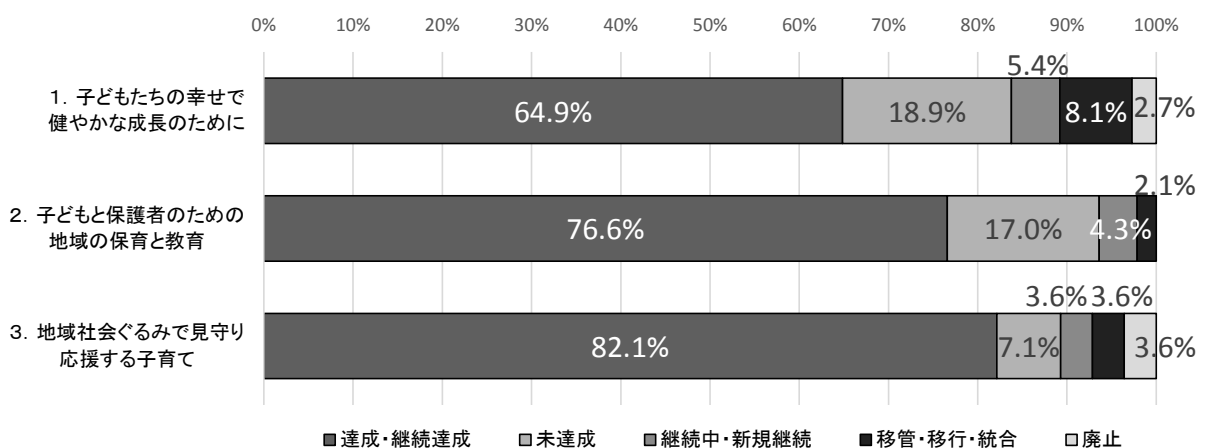
1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために
2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育
3. 地域ぐるみで見守り応援する子育て

### 2. 後期行動計画の達成状況（平成 25 年度末時点）

3つの基本方針ごとに、基本目標の個別施策及び施策内容について平成 25 年度実績の調査を行った結果から、平成 25 年度末時点での達成状況を後期行動計画(平成 22 年度～26 年度)の平成 26 年度末到達目標と比較し、達成度を以下の項目で評価しました。

評価項目（平成 25 年度実績の実施内容で評価）	
達成または継続達成	実施内容が到達目標に達している、または継続を目標として平成 25 年度末時点で継続されていると判断できるもの
未達成（含未実施）	平成 25 年度末時点では実施内容が到達目標に達していないと判断できるもの、または未実施のもの
継続中または新規継続中	到達目標ではないが継続されているもの、または計画年の途中で新規事業となり継続されているもの
移管・移行・統合	他の事業に移管・移行や統合されたもの
廃止	廃止した事業

### 基本方針ごとの達成状況





### 基本方針 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

平成 25 年度末時点で平成 26 年度末の到達目標に達している事業の実施内容や継続実施が目標となっているものが 64.9%となっています。

他の基本目標と比べ、未達成の事業の実施の割合が 18.9%と高くなっています。また、実施内容が他の事業へと移行したのも 8.1%と多くなっています。

### 基本方針 2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育

平成 25 年度末時点で平成 26 年度末の到達目標に達している事業の実施内容や継続実施が目標となっているものが 76.6%となっています。

### 基本方針 3. 地域ぐるみで見守り応援する子育て

平成 25 年度末時点で平成 26 年度末の到達目標に達している事業の実施内容や継続実施が目標となっているものが 82.1%と、他の基本目標と比べ最も高い割合となっています。

また、未達成の割合が 7.1%と最も低い割合となっており、3 つの基本目標では最も達成度が高くなっています。

後期行動計画では、以下の重点事業が位置づけられています。

☆親と子の健康を守るために	健康教育
☆子育てをみんなで支えるために	母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 ファミリー・サポート・センター事業
☆豊かな心を育む人づくりのために	適応指導教室設置事業 (平成 26 年度から桜川市教育支援センター「さくらの広場」に名称変更)
☆安心・安全な子育て環境をつくるために	交通安全指導事業 地域安全防犯啓発事業(防犯パトロール等)
☆未来の親づくりを支援するために	ふれあい生き生きサロン事業 結婚対策の推進

平成 25 年度末時点で、到達目標に達しているのは、「放課後児童健全育成事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「適応指導教室設置事業(平成 26 年から桜川市教育支援センター「さくらの広場」に名称変更)」、「地域安全防犯啓発事業(防犯パトロール等)」、「ふれあい生き生きサロン事業」、「結婚対策の推進」となっています。

未達成は「ファミリー・サポート・センター事業」ですが、平成 26 年度に開設となりました。

実施内容が多い「健康教育」、「母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実」、「交通安全指導事業」は、到達目標の達成度にばらつきがあります。「健康教育」は別の事業に移管・移行したのもや未達成のものがあり、達成度としては低くなっています。「母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実」と「交通安全指導事業」は、達成度が高くなっています。

1) 子どもたちの幸せで健やかな成長のために (25 事業 重点事業 2)

- 基本目標 ①子どもと母親の健康の確保 (6 事業)  
 ②食育の推進 (1 事業)  
 ③思春期保健対策の充実 (1 事業)  
 ④小児医療の充実 (4 事業)  
 ⑤児童虐待防止対策の充実 (2 事業)  
 ⑥ひとり親家庭等の自立支援の推進 (4 事業)  
 ⑦障がい児施策の充実 (7 事業)

個別施策番号	重点事業	事業名	事業種別	平成25年度実績(実施内容)	平成26年度未到達目標(平成22年設定)	目標指数達成状況
1		不妊専門相談事業	休止	婦人科外来のみ12月まで月～金曜(午前/午後)実施 1・2月金曜日のみ(午前/午後)実施	産婦人科医師の常勤体制を目指す。	未達成
2		妊産婦医療費助成事業	継続	受給者 176人 支給額 11,084,529円	継続実施	継続達成
3		子ども教育相談事業	廃止	NO67へ移管	適応指導教室設置事業に統合	移管
4	●	健康教育	継続	〈パパ・ママクラス〉年3回 対象者 初妊婦99人 参加率 妊婦 10人 10.1% 夫 6人 6.1%	初妊婦32.0% 夫25.0%	未達成
			継続	〈楽しい子育て教室〉子育て支援センターの事業に移行	参加率25.0%	移行
			継続	〈ことばの相談室〉 ことばの相談室〔個別〕実24人 延132人 年20回 ことばの相談室〔集団〕実20人 延157人 年23回	継続実施	継続達成
			継続	〈不妊治療助成事業〉申請者:15人、助成者:15人	継続実施	継続達成
			拡充	〈子ども健康教室〉子育て支援センターの事業に移行	参加者50組	移行
5	●	母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実	継続	継続実施	継続実施	継続達成
			継続	赤ちゃん訪問 98.2%	訪問率95.0%	達成
			継続	〈1歳児健診〉対象者 対象者 296人 受診者 273人 92.2%	受診率94.0%	未達成
			継続	〈1歳6か月児健診〉対象者 282人 受診者 267人 94.7%	受診率94.0%	達成
			継続	〈2歳児歯科健診〉対象者 272人 受診者 249人 91.5%	受診率94.0%	未達成
			継続	〈3歳児健診〉対象者 318人 受診者 307人 96.5%	受診率90.0%	達成
6		健康相談	継続	・子育て相談 年30回 定例開催 ・生後4～7か月児育児相談 対象者 266人 参加者 230人 参加率 86.5%	受診率85.0%	達成
7		離乳食教室・親子料理教室	継続	〈離乳食教室〉H23年度から4回の実施 24組46人の参加(達成率48.0%) 協力者:食改24名 保育士:2名	参加者50組/年	未達成
			継続	〈親子料理教室〉保育所 3か所 小学校 6か所 集落センター 2か所 公民館1か所 計12か所 694人 岩瀬、東部、北部保育所で実施	年間の開催数20回 参加者数1,100名	未達成
8		赤ちゃんふれあい交流事業	継続	桃山中学校、岩瀬東中学校の依頼により、中学3年生に対し、思春期教育を実施。190人	継続実施	継続達成
9		小児医療費助成事業	拡充	受給者 5,339人 支給額 112,219,787円	平成22年10月から小学校3年生まで拡充して助成	達成
10		予防接種の推進	継続	BCG 86.9% DT(2種混合)87.5% ヒブワクチン 99.2%、小児用肺炎球菌ワクチン86.4% MR(麻疹、風疹)1期98.2%・2期96.8% 4種混合90.6%、DPT(3種混合)58.3% 日本脳炎 1期120%・2期25.1% 子宮頸がん予防ワクチン21.6% 小児インフルエンザ59.5% 42.9% おたふくかぜ42.0%、水痘33.4%	定期接種率95.0%	未達成
11		小児救急医療体制の整備	継続	〈県西総合病院〉 ①小児科夜間救急診療 受付時間 18:00～19:00(月・火・金) ②休日小児救急外来 ・小児科第2・4土曜日の救急外来は午前9時～9時30分まで小児科外来に連絡。 ・休日小児救急外来は午前9時30分迄に来院すれば、小児科医が午前9時30分から診療。 〈筑波メディカルセンター病院〉 365日24時間体制で小児科の診療を行っている。 ※緊急度の高い患者さんを優先的に診療するためにトリアージ(緊急度、重症度による診療順位の決定)を行っている。 事前に電話での申し込みが必要。 交通事故、けがなどの外傷は対象外。 1次検診小学生373名、中学生433名	継続実施	継続達成
			継続	1次検診の結果、総合判定 I (要医学的管理)となった児童・生徒の保護者を対象に1次検診の結果、説明会及び個別面談実施(3月7日)小学生72名、中学生56名	継続実施	継続達成

13	要保護児童への対応	継続	延相談件数 804件 ※家庭相談員 1人	要保護児童への対応に総合力をつけて支援にあたる。 桜川市要保護児童対策地域協議会を設置して虐待等防止対策に役立てる。	達成
14	乳幼児期の対応	継続	赤ちゃん訪問 98.2% 4～7か月児育児相談 86.5%	継続実施	継続達成
15	母子・父子家庭医療費助成事業	継続	受給者 987人 支給額 25,345,801円	継続実施	継続達成
16	児童扶養手当給付支援事業	継続	手当月額 児童1人の場合 全部支給41,430円(10月から41,140円) 2,210人 91,460,250円 一部支給 41,420円～9,780円(10月から41,130円～9,710円) 2,128人 62,175,440円 2人目5,000円加算 1,877人 9,385,000円 3人目以降3,000円加算 468人 1,404,000円	継続実施	継続達成
17	母子家庭等養育手当金支給事業	継続 H23廃止	事業廃止	継続実施	廃止
	ひとり親家庭等入学祝金事業	新規 H23	中学校 29名×30,000円=870,000円 高等学校 38名×30,000円=1,140,000円 専修 1名×30,000円=30,000円		新規 H23
	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給事業	新規 H24	訓練促進費 ・継続1名 1,200,000円 ・新規2名 2,164,000円 入学支援修了一時金 50,000円		新規 H24
18	交通遺児手当支給事業	継続	継続実施 遺児1人につき月額2,000円 平成18年度より実施 受給者3名児童5名102,000円	継続実施	継続達成
19	障がい児への発達相談・支援	継続	〈ことばの相談室〉個別指導20回 (実24組 延132人) 集団指導年23回 (実20組 延157人)	継続実施	継続達成
20	特別児童扶養手当支給事業	継続	1級35名 月額 50,400円 10月より 月額 50,050円 2級29名 月額 33,570円 10月より 月額 33,330円	現状維持	継続達成
21	在宅障がい児福祉手当支給事業	継続	53名 1,890,000円	現状維持	継続達成
22	自立支援給付(介護給付)	継続	短期入所、児童発達支援・放課後等デイサービス実施	現状維持	継続達成
23	補装具の交付・修理	継続	交付7件 公費 1,432,730円 自費 100,197円 修理11件 公費 575,161円 自費 27,460円	現状維持	継続達成
24	日常生活用具の給付・貸与	継続	給付35件 公費 795,470円 自費 88,386円	現状維持	継続達成
25	特別支援学級児童生徒事業	継続	知的障害学級 小学校7学級、中学校5学級 自閉症・情緒障害学級 小学校8学級、中学校4学級 言語障害学級 小学校3学級、中学校2学級 通級指導教室 真壁小学校(自閉、情緒・1学級)	継続実施	継続達成

## 2) 子どもと保護者のための地域の保育と教育(47事業 重点事業5)

- 基本目標 ①地域における子育て支援サービスの充実(7事業)  
 ②保育サービスの充実(17事業)  
 ③地域における子育て支援ネットワークづくり(2事業)  
 ④子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備(16事業)  
 ⑤児童健全育成の取り組みの推進(5事業)

個別施策番号	重点事業	事業名	事業種別	平成25年度実績(実施内容)	平成26年度未到達目標(平成22年設定)	目標指数達成状況
26	●	放課後児童健全育成事業	拡充	11か所(利用者数) H15年4月より岩瀬子育てクラブ開設(62人) H17年4月より真壁学童保育クラブ開設(39人) H17年7月より羽黒子育てクラブ開設(32人) H18年4月より雨引子育てクラブ開設(34人) H18年6月より猿田子育てクラブ開設(16人) H21年4月より坂戸子育てクラブ開設(25人) H21年4月より紫尾子育てクラブ開設(28人) H22年4月より榊穂子育てクラブ開設(38人) H24年6月より大園子育てクラブ開設(19人) H25年4月より谷貝子育てクラブ開設(19人) H25年6月より南飯田子育てクラブ開設(19人)	未開設小学校区については要望の多い順に新設予定	達成
27		つどいの広場	廃止	当事業は、平成19年度より個別施策番号30の子育て支援センター事業に再編統合された。	再編統合による	統合
28		子育て短期支援事業	新規	継続実施	平成23年に1カ所で実施予定	未達成
29		保育所での相談事業	継続	随時対応	現状維持	継続達成
30	●	地域子育て支援拠点事業	拡充	○真壁保育園子育て支援センター(センター型・週5日) ○岩瀬子育て支援センター H21年5月からひろば型にて開所・週3日 H22年4月からセンター型に移行・週5日 ○真壁子育て支援センター H23年5月からひろば型にて開所・週3日	平成22年に桜川市子育て支援センター(センター型・5日型)へ移行。 平成23年に真壁地区で1カ所を整備。	達成
31		ひとり暮らし高齢者ふれあい事業	新規	真壁地区高齢者ふれあい給食サービス事業の12月実施時に、真壁保育園・真壁幼稚園の園児のみなさんが、歌や遊戯を披露し、その後肩たたきやジャンケン等をして交流を回った。また、真壁保育園の園児たちが手作りのお守りをおじいちゃん・おばあちゃんに渡した。	次世代育成支援事業として新規に実施	達成

32	●	ふれあい生き生きサロン事業	新規	岩瀬地区の、農村環境改善センター会場では東部保育所の園児が歌や遊戯等をサロンの参加者に発表したりして交流事業を実施した。また、西瀬岡会場でも坂戸幼稚園の園児たちが遊戯を発表したり、参加者と駒回しやおまじぎ等の昔遊びで交流事業を実施した。	新規実施	達成
33		通常保育事業:保育所	継続	実施	継続実施	継続達成
34		通常保育事業:幼稚園	継続	実施	継続実施	継続達成
35		延長保育事業	継続	真壁保育園(ほしのみや保育園)は午後7時まで、ひなの里保育園は午後9時まで実施	平成25年度より実施予定(公立保育所)	継続達成
36		幼稚園の預かり保育事業	継続	星の宮幼稚園で実施	幼保一元化の今後の動向を踏まえて検討予定	未達成
37		低年齢児保育事業	継続	岩瀬・東部保育所で7月から北部・やまと保育所で11月から真壁保育園は11月からほしのみや保育園では6月からひなの里保育園では57日から実施している	継続実施	継続達成
38		一時預かり事業	継続	公立4保育所、真壁保育園、ほしのみや保育園、ひなの里保育園で実施	継続実施	継続達成
39		休日保育事業	継続	未実施	希望者の有無を確認し、適宜開校の判断を行う	未達成
40		病児・病後児保育事業	継続	未実施	平成23年度より岩瀬保育所への設置検討を予定	未達成
41	●	ファミリー・サポート・センター事業	新規	H25供給調査アンケート実施	平成23年度より実施を予定	未達成
42		保育サービスの第三者の評価幼稚園の導入	継続	未実施	平成26年度より実施を予定	未達成
43		保育所施設整備事業	継続	実施	各保育所施設について適宜維持・修繕を図っていく	継続達成
44		保育所地域活動事業	継続	東部保育所で「ふれあいいきいきサロン」を実施	平成22年度より実施を検討	達成
45		育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	継続	子育て支援センターへの協力 育児相談 年9回 健康教育 年1回	継続実施	継続達成
46		地区組織との連携・活動に支援	継続	健康推進員の乳幼児検診時協力 年56回 実130人	継続実施	継続達成
47		幼稚園就園奨励費補助金	継続	9園207名 23,144,100円	継続実施	継続達成
48		幼稚園振興整備事業	新規	継続	将来的に整備方針等について検討を予定	継続達成
49		児童手当等給付支援事業	継続	児童手当 延児童見込数:62,645名 支給総見込額:693,060,000円 ※児童一人あたり支給額 3歳未満:一律月額15,000円 3歳以上小学校修了前(第1・2子):月額0,000円 3歳以上小学校修了前(第3子):月額15,000円 中学生:一律月額10,000円 特例給付(所得制限世帯):年齢に関わらず一律月額5,000円 ※所得制限 前年所得が622+(38×扶養人数)万円を超える受給者には、児童手当に代わり特例給付を支給	国の制度変更次第	継続
50		子育てマップの作成・配布	新規	H23年度実施済	平成22年度に取りまとめ、平成23年度より配布予定	達成
51		保育所と保護者のネットワークの構築	新規	随時実施(送迎時に実施している)	平成22年度より実施を検討	達成
52		体育の授業の充実「夏休み水泳教室」	継続	・夏休みの水泳教室として、小学生を対象とした「リミック」教室を16日間行い、参加者延べ人数129人 ・高校生以上を対象とした「アクア」教室を7日間(14教室)行い、79人の延べ参加者があった。	継続実施	継続達成
53		児童・生徒の読書活動の推進	継続	全小中学校 図書購入費 小学校 968,088円 中学校 604,944円	継続実施	継続達成
54		教育相談事業	継続	岩瀬西中 1名(全曜日勤務) 大和中 1名(木曜日勤務) 桃山中 1名(火曜日勤務) 年間35週、1日7時間勤務	継続実施	継続達成
55		小・中学校における少人数指導加増事業	継続	少人数指導 小学校6校 7名 中学校4校 6名 学校活性化支援非常勤講師(市費)の配置 小学校2校 1名	継続実施	継続
56		図書の充実	継続	岩瀬中央公民館 15,248冊 年間貸出数 2,441冊 大和中央公民館 11,330冊 (蔵書整理により2,922冊減) 年間貸出数 1,965冊 真壁伝承館真壁図書館 21,310冊 年間貸出数 34,475冊	継続実施	継続達成
57		お話の広場活動事業	継続	岩瀬中央公民館 月1回実施(8月を除く) 大和中央公民館 月1回実施(8月、9月を除く) 真壁伝承館真壁図書館 月1回実施	継続実施	継続達成
58		教員のレベルアップ	継続	教師の能力向上を図る各種研修会への参加	継続実施	継続達成
59		児童・生徒の情報教育の推進	継続	岩瀬東・岩瀬西中学校 校内タブレットPC機器の整備 校内無線LANの整備	継続実施	継続達成
60		英語指導助手の活用事業	継続	小学校1~4年生(年間5~6回) 5~6年(年間35時間) 幼稚園 年間3回 中学校 年間(1校100日)	継続実施	継続達成
61		学校評議員制度の充実	継続	各学校において年2~3回評議員会を実施	継続実施	継続達成
62		「総合的な学習の時間」推進事業	継続	各学校で実施(教育課程に位置付けられた)	継続実施	継続達成
63		教職員研修にかかわる事業	継続	派遣指導主事 3名 市内小中学校巡回訪問 要請訪問 集合指導の実施	継続実施	継続達成
64		人権尊重の教育	継続	人権教育講演会 8/8 人権教育作品集(市内小・中学生の作品)の作成 視聴覚教材の活用	継続実施	継続達成
65		保育園・幼稚園と小学校の連携体制の構築	継続	継続	継続実施	継続達成
66		子ども読書推進事業	継続	各小学校4~6年生 1人50冊を読んだ割合 86.9% 各中学校1~3年生 1人30冊を読んだ割合 66.4%	県教育長賞受賞者小学校90%、中学校70%以上を目指す	達成

67	● 適応指導教室設置事業 (桜川市教育支援センター「さくら広場」設置事業)	新規	相談員2名、カウンセラー1名 週4日開設(月、火、水、木) 電話相談及び入室した児童・生徒・保護者の相談、支援を行った。 入室者数 5人 相談件数639件	相談員3名、カウンセラー1名、週5日開設	達成
68	花のあるまちづくり推進事業	継続	継続実施 H25年度 新規加盟団体6団体、退会1団体、全加盟団体 計37団体	平成26年度目標として加盟団体数40団体	未達成
69	職場体験事業	継続	毎年中学校実施(中2対象) 岩瀬東中 29,944円 岩瀬西中 29,960円 大和中 30,000円 桃山中 29,942円 桜川中 29,940円 計 149,786円	継続実施	継続達成
70	ふるさと発見事業	継続	毎年小学校2校で実施 羽黒小 45,552円 大国小 46,000円 計 91,552円	継続実施	継続達成
71	児童館の利用促進	継続	継続実施 岩瀬中央児童館で子育てサークルの交流の場として活用	継続実施	継続達成
72	母親クラブ等の地域組織活動	廃止	活動なし	児童館の利用促進事業に統合	未達成

### 3) 地域ぐるみで見守り応援する子育て(22事業 重点事業4)

基本目標	①次代の親の育成(7事業) ②家庭や地域の教育力の向上(1事業) ③良質な住宅の確保(1事業) ④安全で安心なまちづくりの推進(4事業) ⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進(4事業) ⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進(4事業) ⑦仕事と子育ての両立支援(1事業)
------	---

個別施策番号	重点事業	事業名	事業種別	平成25年度実績(実施内容)	平成26年度未到達目標(平成22年設定)	目標指数達成状況
73		家庭教育学級	継続	全校実施(市内公立小・中学校 計17校)各学級の実施状況について実践報告書を作成し、全学級に配布	継続実施	継続達成
74		青少年健全育成活動	継続	登校時のあいさつ・声かけ運動 全小中学校通学路において実施 11/1 計333名 岩瀬支部…岩瀬駅前 他 大和支部…小中学校正門前 真壁支部…小中学校正門前 スポーツ少年団の自主的な活動 近隣スポーツ少年団球技大会1,354名参加、 武術道大会 11/3 257名参加 桜川市スキー教室 3/2 140名参加 さくらマラソン大会 3/16(小・中学生の部)900名参加、(親子の部)290組の親子参加	継続実施	継続達成
75		青少年を取り巻く環境浄化運動(街頭指導)	継続	街頭指導 真壁地区 7/24 7/25 7/26 岩瀬地区 8/16 巡回指導 (市内パトロール) 7/26 7/28	継続実施	継続達成
76		ふれあい体験事業	継続	No.65へ移管	継続実施	移管
77		青少年を取り巻く環境浄化運動(違法ビラ・捨て看板の撤去)	継続	・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」10/20 695名参加 ・各小学校区単位で空き缶、ゴミの収集 通学路の環境安全点検 ・「青少年の健全育成に協力する店」の協力依頼 7/19(5名) 7/20(13名) 7/28(11名) 延べ29名参加 ・図書等自動販売機等立入調査 3/5実施 設置台数3台 調査員8名	継続実施	継続達成
78	●	結婚対策の推進	拡充	出会いパーティー 6回 開催婚活セミナー 4回開催 相談員研修 1回 開催結婚相談会 随時実施	「未婚者交流の場」年2回の開催予定	継続達成
79		子ども会育成事業	継続	・筑波実験植物園、サイエンススクエアつくば、地質標本館 11/10実施 95名参加(児童86名、市子連役員9名)	継続実施	継続達成
80		青少年健全育成活動	継続	真壁コミュニティースクール 真壁小(真小プレースクール)年3回実施・135名 紫尾小(チビッ子ふれあい教室)年4回実施・611名 谷貝小(ジュニア探検隊)年3回実施・644名 樺穂小(樺穂・わくわくクラブ)年3回実施・870名 わくわくチャレンジ お料理教室 年4回 47名参加 おもしろ理科教室 年4回 41名参加 作って楽しもう教室 年4回 23名参加 自然・文化財探検 年3回 30名参加	継続実施	継続達成

81		良質な住宅の整備	継続	鍬田住宅1. 2. 3. 5号棟外壁改修工事(54戸)	平成22年度に公営住宅長寿命化等計画の策定を予定	達成
82		自動点灯街灯の導入	継続	現状のまま継続 既に全ての公園への自動点灯は、設置済み。 経年劣化したものの更新は随時実施する。 照射角度や照明時間も住民の要望に随時対応済み 電気設備修繕…5箇所	管理業務を継続	継続達成
83		子どもに配慮した公園事業	継続	【公園整備工事】4ヶ所 西小塚公園・北3号公園・北1号公園・南1号公園 ・出入口のバリアフリー化整備 ・複合遊具の更新 ・水飲み場の更新 ・ベンチの更新 ・馬型遊具の更新	管理業務を継続	継続達成
84		公園のトイレや砂場の衛生管理	継続	公園内清掃を週1回シルバー委託で実施 公園トイレ清掃を週3回シルバー委託で実施 砂場の砂は薬剤師にて年1回検査を実施	管理業務を継続	継続達成
85		公園・駐車場・駐輪場・公衆便所の構造・設備の改善の推進	継続	トイレ内のいたずらにより破損等があった箇所、排水のつまり、不具合等については、随時修繕しながら対応した。 トイレ設備修繕…8ヶ所	管理業務を継続	継続達成
86	●	交通安全指導事業	廃止	〈親子交通安全教室〉	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	廃止
			継続	〈交通安全教室〉 4/9 岩瀬西中 1年 110人 4/10 雨引小 1年 29人 桜川中 1年 62人 4/11 岩瀬東中 1～3年 187人 大和中 1年 70人 4/12 大国小 1,3年 52人 4/15 紫尾小 1～6年 163人 4/16 坂戸小 1～3年 90人 4/17 猿田小 1～6年 33人 南飯田小 1,2年 49人 4/22 真壁小 1～6年 460人 4/23 岩瀬小 1～6年 427人 桃山中 1年 153人 5/8 羽黒小 1～4年 155人 5/14 種種小 1～3年 103人 5/28 谷貝小 1～6年 115人 6/4 雨引小 3年生 26人	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	継続達成
			縮小	〈交通安全体験事業〉	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	未実施
			継続	〈交通立哨〉 4/6～4/15 春の交通安全運動（啓発品配布街頭立哨） 7/20～8/20 夏の交通事故防止県民運動（〃） 9/21～9/30 秋の全国交通安全運動（〃） 12/1～12/31 年末交通事故防止県民運動（〃） 〈新入生交通安全啓発事業〉 小学校新入生1年生へ交通安全パンフレットを配布 中学校新入生1年生へ反射タスキを配布	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	継続達成
			新規	〈自転車点検〉 11/21 岩瀬地区 11/26 真壁・大和地区	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	継続達成
			新規	〈幼児交通安全教室〉 7/8 まかべ幼稚園 100人 7/10 やまと幼稚園 83人 7/18 里の宮幼稚園 260人 8/27 ひなの里幼稚園 62人 10/3 坂戸幼稚園 16人 10/15 岩瀬保育所 123人 10/17 やまと保育所 48人 10/18 岩瀬北部保育所 51人 11/8 真壁保育園 264人 11/13 岩瀬東部保育所 102人	事業内容を検討し、継続及び統合の判断を行う	継続達成
87		登下校時の交通安全指導	廃止	新入学時下校指導、一斉下校の指導実施	交通安全指導事業に統合	継続
88		下校時巡回パトロール	継続	交通安全指導、巡回パトロールの実施	継続実施	継続達成
89		通学路の整備	継続	谷貝小学校周辺の県道：東山田-岩瀬線歩道整備工事 達成率50%	継続実施	継続達成
90	●	地域安全防犯啓発事業(防犯パトロール等)	拡充	現在、17のボランティア団体が設置され、子供の見守り活動などを実施中 なお、防犯連絡員による毎月15日の防犯パトロールを実施中	拡充：年末時の商店街及び地域パトロール/登下校時の見守り活動 継続：地域安全街頭活動によるチラシ配布 新規：防犯連絡員による防犯パトロールの実施	達成
91		通学路の見回り活動	継続	ボランティアによる巡回パトロールの実施	継続実施	継続達成
92		連れ去り防止対策(児童生徒への防犯ブザーの貸与等)	継続	子ども110番の家 岩瀬地区 681戸 真壁地区 317戸 大和地区 217戸 防犯ブザーの配布(常陽銀行) 小学校1年生全児童	継続実施	継続達成
93		危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	継続	危機管理マニュアル作成 不審者侵入防止対策	継続実施	継続達成
41 再掲	●	ファミリー・サポート・センター事業	新規	H25供給調査アンケート実施	平成23年度より実施を予定	未達成

## Ⅲ 子育ての将来像

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 基本方針
4. 施策の体系

### Ⅲ 子育ての将来像

#### 1. 基本理念

高度成長期から始まった日本の急速な少子高齢化傾向は、すでに定着していると言えるでしょう。少子化は、さらなる少子化の要因となり、日本全体が世界でも類例のない局面を迎えようとしています。

少子化の進行によって、経済活動や社会保障など社会システムへの悪影響が懸念されていますが、影響はそればかりでなく、子どもから大人まで、すべての市民の生活の豊かさや幸せにも関わってくる問題でもあります。

子育ての喜びと責任は、まず保護者のものであり、子どもの幸せは子ども自身のものです。しかし、それだけにとどまりません。保護者と子どもは地域社会の間であり、子どもたちは次代の担い手でもあります。

地域社会が、すべての家庭の子育てに適切な配慮をして応援できれば、保護者は子育てにより大きな喜びを実感することができ、子どもの幸せはより大きなものになるはずです。そして、子どもたちは、地域社会に実りある明るい未来をもたらしてくれるのです。

そこで、桜川市においては、地域の中で子どもを安心して産み、子育てに大きな喜びを実感できる環境づくりを推進するとともに、地域の特性を活かしながら、市民の多様な子育てニーズに対応した総合的な子育て支援を推進し「子どもたちの幸せ育てる桜川市」を実現します。

#### ◆基本理念

## 『子どもたちの幸せ育てる桜川市』



## 2. 基本目標

子育て支援の基本理念である『子どもたちの幸せ育てる桜川市』を実現するため、以下の3つを行動計画に関する基本目標とします。

### ◆ 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

これから生まれてくる子どもを含めて、すべての子どもが現在もそして将来も健やかに育つように、保健・医療・福祉・教育・社会環境づくりを行わなければなりません。

また、妊娠・出産期の母子の健康から思春期の子どもたちの心身の健康に至るまで、それぞれのライフステージや地域の状況に対応した切れ目ないきめ細かな支援が必要です。

さらに、支援を必要とする子どもや家庭に対しては、関係機関と連携し適切な対策を実施していく必要があります。

子どもたち一人ひとりを尊重し、幸せで健やかな成長を支援します。

### ◆ 子どもと保護者のための地域の保育と教育

子育てを取り巻く環境の変化は、子育て家庭のライフスタイルにも大きく影響しています。それに伴って、地域における保育ニーズも多様化しています。

子育て家庭の多様なニーズに応えるため、子育て支援拠点機能の強化を図るとともに、小中学校、幼稚園・保育所および就学前のすべての子どもたちに対して総合的な子育て支援を提供することが重要です。

子どもと保護者のための、地域の子育て支援の充実を推進します。

### ◆ 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て

子どもたちは、次代の地域社会を担う人材でもあります。子育てをする家庭はもとより地域社会全体で見守り支援していくことが重要です。

家庭、学校、地域の住民や団体・企業がそれぞれの立場や役割で、子育てや地域づくりに参加し、子どもたちが安全に安心して過ごせる地域環境を構築する必要があります。

また、男女が子育ての喜びと責任を共有し、仕事と生活の調和を実現するため、働き方の見直しについて啓発していくことも大切です。

子どもが地域で安全に過ごすため、地域社会での見守りや環境の整備に努めます。

### 3. 基本方針

基本目標に基づき、行動計画における具体的な基本方針を次のとおり設定します。

#### 基本目標◆ 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

##### 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、各種健診・予防接種・訪問指導・相談指導・両親学級などの充実に努めます。

##### 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期における心と体の様々な課題に対応するため、保健対策の充実を進めます。

##### 食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の提供に努めるとともに、体験活動などを通じた食育を推進します。

##### 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり【新規】

地域、学校、企業が協調しながらネットワークを作り、親子をあたたく見守り支えていきます。

##### 小児医療の充実

安心して子どもを生き育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組みます。

##### 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携強化を図ります。

##### ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な対策を適切に実施していきます。

##### 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援します。

## 基本目標◆ 子どもと保護者のための地域の保育と教育

### 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から地域における様々な子育て支援の充実を図ります。

### 地域における人材養成【新規】

地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、地域で活動するボランティアなど、支援の担い手となる人材の確保を図ります。

### 教育・保育の充実

すべての子どもたちが、質の高い教育・保育を受けることができるよう、認定こども園、幼稚園、保育園など教育・保育施設の充実に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

### 地域における子育て支援ネットワークづくり

地域における子育て支援等のネットワークを形成するとともに、子育て支援等が十分周知されるよう努めます。

### 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児教育・学校教育の充実に努めるとともに、学校の教育環境等の整備に努めます。

### 子どもの健全育成

地域において、子どもたちが健やかに成長できるよう、学校、地域、行政の連携を図りながら、すべての子どもを対象とした子どもの居場所づくりの推進に努めます。

#### 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことやともに子どもを生き育てることについて効果的な啓発に努めるとともに、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進します。

#### 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子育てを進めることができるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

#### 良質な住宅の確保

子育て世帯が地域において安心・安全で快適な住生活を営むことができるよう支援に努めます。

#### 安全で安心なまちづくりの推進

子育て世帯が地域において安心・安全で快適に過ごせるよう、道路・公園・公共施設のバリアフリー化を図るなど、快適で安全なまちづくりを進めます。

#### 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携を図るとともに、交通安全施設の整備促進、交通安全教育や指導の充実に努めます。

#### 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを進めるため、関係機関との連携を強化し、防犯活動の充実に努めます。

#### 仕事と子育ての両立支援

仕事と生活の調和の実現のため、男女の働き方の見直しについて啓発を進めるとともに、その基盤整備として子育て支援の充実に努めます。

#### 4. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの 幸せ育てる 桜川市	子どもたちの幸せ で健やかな成長の ために	●妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		●学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		●「食育」の推進
		●子どもの健やかな成長を見守る地域づくり【新規】
		●小児医療の充実
		●児童虐待防止対策の充実
		●ひとり親家庭等の自立支援の推進
		●障がい児施策の充実
	子どもと保護者の ための地域の保育 と教育	●地域における子育て支援の充実
		●地域における人材養成【新規】
		●教育・保育の充実
		●地域における子育て支援ネットワークづくり
		●子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		●子どもの健全育成
	地域社会ぐるみで 見守り応援する子 育て	●次代の親の育成
		●家庭や地域の教育力の向上
		●良質な住宅の確保
		●安全で安心なまちづくりの推進
		●子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		●子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		●仕事と子育ての両立支援



## IV 行動計画

1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために
2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育
3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て

## 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

### ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要であると同時に、母親にとっても人生における大事業の時期と言えます。

初めて子を持つ夫婦の育児不安、特に主な子育ての担い手である母親の不安やストレス解消等を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や子育て・発育に関する相談の機会を提供します。

また、妊婦・乳児の健康診査や訪問指導を通じて母子の健康を確保し、感染症対策のための定期予防接種の実施に努めます。また、不妊治療対策に関してもより一層の推進を図ります。

#### 〈個別施策〉

No.1	妊産婦医療費助成事業	国保年金課
施策内容	母子手帳交付月の初日から出産日の翌月末日までの医療費の助成。	
現況	受給者 158人 10,500千円	
目標（H31）	継続実施	

No.2	パパ・ママクラス	健康推進課
施策内容	初妊婦とその夫を対象に妊娠・出産・呼吸法・沐浴・育児等の健康教育・出産体験談等の内容を年3回実施。	
現況	参加者 妊婦 16% 夫 12%	
目標（H31）	初妊婦 32.0% 夫 25.0%	

No.3	ことばの相談室	健康推進課
施策内容	各種検診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援をする。	
現況	[個別] 年20回 [集団] 年23回	
目標（H31）	継続実施	

No.4	不妊治療助成事業	健康推進課
施策内容	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	
現況	申請により年1回5万円を助成	
目標（H31）	継続実施	

No.5	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査	健康推進課
施策内容	妊婦・乳児の健康診査を適切な時期に実施することにより、疾病の早期発見、疾病予防のための指導支援に努める。 検診委託先：茨城県医師会（県内産婦人科、小児科医療機関）及び県外医療機関。	
現況	妊婦届け時に母子健康手帳の交付・妊婦健康診査の受診票の交付	
目標（H31）	継続実施	

No.6	赤ちゃん訪問指導	健康推進課
施策内容	平成20年児童福祉法の一部改正に伴い、平成21年4月より乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業として生後4か月までに全戸訪問することが市町村の努力義務となったため、保健師が全戸訪問を実施する。	
現況	赤ちゃん訪問の実施 訪問率 98.0%	
目標（H31）	継続実施 訪問率 99.0%	



No.7	乳幼児健康診査・保健指導等の充実	健康推進課
施策内容	<p>&lt;1歳児健診&gt; 幼児期への移行期で、発育・発達面の異常の早期発見・幼児食・むし歯予防等の相談・指導を行う。</p> <p>&lt;1歳6か月児健康診査&gt; 発育・発達面の異常の早期発見と生活習慣の自立・虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。</p> <p>&lt;2歳児歯科健診&gt; 乳白歯萌出が完了し、むし歯の多発期であることから、ブラッシング指導とフッ素塗布を行う。また、ことばや発達面での育児不安も多いので、相談・指導を行う。</p> <p>&lt;3歳児健康診査&gt; 身体・発達面の発達状況と、視力・聴力・心身障害の早期発見、生活習慣の自立、虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け指導を行う。</p>	
現況	<p>&lt;1歳児健診&gt;受診率 92.2%</p> <p>&lt;1歳6か月児健康診査&gt;受診率 95.2%</p> <p>&lt;2歳児歯科健診&gt;受診率 91.8%</p> <p>&lt;3歳児健康診査&gt;受診率 96.7%</p>	
目標 (H31)	<p>継続実施</p> <p>&lt;1歳児健診&gt;受診率 96%</p> <p>&lt;1歳6か月児健康診査&gt;受診率 96%</p> <p>&lt;2歳児歯科健診&gt;受診率 94%</p> <p>&lt;3歳児健康診査&gt;受診率 97%</p>	

No.8	予防接種の推進	健康推進課
施策内容	<p>子どもの感染症について発症予防、重症化を予防するため、定期予防接種、任意接種を適切に受けることができるよう支援します。</p>	
現況	<p>&lt;定期予防接種&gt; ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、BCG、不活化ポリオ、3種混合(2種混合)、MR(麻疹、風疹)、日本脳炎、子宮頸がん予防、水痘</p> <p>&lt;任意接種&gt; 小児(季節性)インフルエンザ、おたふくかぜ</p>	
目標 (H31)	<p>継続実施</p>	

No.9	健康相談	健康推進課
施策内容	<p>&lt;子育て相談&gt; 月2回定例開催(2会場)</p> <p>&lt;4~7か月児育児相談&gt;</p> <p>乳児の成長・発達の確認や育児不安、悩みの相談を行い、むし歯予防のために早期から歯の健康についての講話を実施する。(ブックスタート事業は継続)</p>	
現況	<p>&lt;子育て相談&gt; 年24回 定例開催</p> <p>&lt;4~7か月児育児相談&gt; 年10回実施 参加率 86.7%</p>	
目標 (H31)	<p>継続実施 &lt;4~7か月児育児相談&gt; 参加率 90%</p>	

## ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の児童生徒には、心身に様々な変化が生じることに対する適切な教育などのケアが重要です。成長過程の多感な思春期において、将来の結婚や子育てに対して必要な体験の場を提供します。

また、現在では過剰ともいえる刺激的な情報や、他者とのふれあいの機会の喪失など、少子化進行の影響を受けていることへの配慮や、十代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題を認識し、児童生徒の心のケアのために相談体制の充実や子どもの頃からの生活習慣病の予防と指導を促進し、健康な身体づくりを目指します。

### 〈個別施策〉

No.10	思春期教育事業	健康推進課
施策内容	市内の小・中学校から「命の大切さ」、「思春期教育」などの依頼があった場合に妊娠シミュレーターや育児人形を活用し健康教育を実施する。	
現況	市内小学校2校・中学校3校で実施	
目標（H31）	継続実施	

No.11	小児生活習慣病健診事後指導	学校教育課
施策内容	小学4年生、中学1年生の希望者を対象に、事後指導として個別指導を行う。（血液検査・コレステロール） ※1次検査でチェックの入った児童に対し2次検査を実施し、親子で説明会に参加してもらう。	
現況	1次検診対象者数 小学4年生 394名 中学1年生 393名	
目標（H31）	継続実施	

再掲 No.61	教育相談事業	学校教育課
施策内容	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の不登校・いじめ等や児童生徒の問題行動に対応する。	
現況	拠点校（中学校3校）にスクールカウンセラーを配置	
目標（H31）	継続実施	

## ③「食育」の推進

子育てをしている保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心身の健康問題は、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因すると考えられます。

食事は、生きる活力の源であり、人生の楽しみでもあります。乳幼児期からの発達段階に応じた正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着による、健全な心身の育成を目指し、地域ぐるみで食に関する学習や体験の機会の充実を図り、食育を推進します。

### 〈個別施策〉

No.12	離乳食相談	健康推進課
施策内容	H26年度より離乳食教室から離乳食相談に事業名を変更し内容の見直しを図った。5～10か月児の親子を対象に子どもの身体計測、離乳食の講話と離乳食の試食を実施し食べることの意義等を体感させる。 食生活改善推進員が、試食づくりの支援をし、子育てアドバイザーが計測の記録や子育て相談に対応する。	
現況	年4回実施	
目標（H31）	継続実施	

No.13	親子料理教室	健康推進課
施策内容	小学生、幼稚園、保育所の親子を対象に早寝・早起き・朝ご飯の習慣づくりの説明をする。(食生活改善推進員協議会に委託)	
現況	年 14 回実施	
目標 (H31)	継続実施	

#### ④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり 新規

地域、学校が協力し、通学路の巡回パトロールを実施することで地域の防犯体制の強化を図ります。保健・医療に携わる関係機関の効果的な連携を図ることにより、子どもの成長を見守る地域づくりを推進します。

##### 〈個別施策〉

No.14	通学路の見回り活動	学校教育課
施策内容	「巡回パトロール」のステッカーを車につけ、各学校の巡回活動を行う。ボランティア活動による巡回パトロールを実施することにより防犯体制の強化につなげる。	
現況	各学校区単位で実施中	
目標 (H31)	継続実施	

No.15	育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	健康推進課
施策内容	社会福祉協議会で実施している子育て支援センターからの依頼により、身体測定の実施や、育児相談、健康教育を実施している。	
現況	子育て支援センターへの協力 育児相談 年9回 健康教育 年1回 救護 年1回	
目標 (H31)	継続実施	

No.16	地区組織との連携、活動支援	健康推進課
施策内容	各種乳幼児健診・相談時の計測の際の記入やカウプ指数の算出、市民際への参加、研修会へ出席し知識を習得する。	
現況	健康推進員の乳幼児健診時協力 年 56 回 食生活推進員協議会による食育教室 保育所 3 か所 小学校 4 か所 わくわくチャレンジ教室 年 4 回	
目標 (H31)	継続実施	

再掲 No.54	保育所と保護者のネットワークの構築	保育所
施策内容	保育所において、保育所と保護者同士などの情報交換や相談の場を設ける。	
現況	個別面談の実施	
目標 (H31)	相談窓口の充実	

### ⑤小児医療の充実

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実に努めます。県西総合病院などの医療機関との連携を図りながら、地域で支える小児医療体制の充実を図るとともに、近隣地域を含めた救急医療体制を保持します。また、すべての子どもの健康保持のため、医療費の助成等の充実に努めます。

#### 〈個別施策〉

No.17	小児医療費助成事業	国保年金課
施策内容	出生の日から中学校卒業まで医療費の助成。	
現況	受給者 5,300人 114,500千円	
目標（H31）	継続実施	

No.18	小児救急医療体制の整備	健康推進課
施策内容	市内の小児救急医療体制として、県西総合病院において小児科夜間救急診療および休日小児救急外来を実施している。 また、近隣地域にある筑波メディカルセンター病院において365日24時間体制で小児科の診療が実施されている。（事前に電話での申し込みが必要）	
現況	〈県西総合病院〉 小児科夜間緊急診療 休日小児外来 〈筑波メディカルセンター病院〉 365日24時間体制で小児科の診療を実施	
目標（H31）	継続実施	

### ⑥児童虐待防止対策の充実

家庭内での配偶者からの暴力や学校内外でのいじめは全国的な問題であり、本市においても課題となっています。多感な児童期に虐待を受けると心に大きなキズを残し、成人後の生活にも影響すると言われています。

また、乳幼児に対する虐待や育児放棄、いじめの背景は多岐にわたっていることから、すべての児童の健全な心身の成長のために、関係各機関が連携し実態の把握に努め、相談体制の強化を図り、地域全体で虐待の発生予防や早期発見・早期対応、保護・支援などの対策を実施していきます。

#### 〈個別施策〉

No.19	要保護児童への対応	児童福祉課
施策内容	家庭相談室を窓口として、家庭における児童の養育に関する事、その他児童の福祉に関する事について相談及び指導を行う。 また、桜川市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携の下、児童虐待を始め要保護児童の早期発見、早期対応に努める。	
現況	家庭相談室に相談員を配置し児童に関する相談に対応	
目標（H31）	継続実施	

No.20	乳幼児期の対応（赤ちゃん訪問、4～7か月育児相談）	健康推進課 児童福祉課
施策内容	赤ちゃん訪問や、4～7か月育児相談等を実施し、育児不安からくる虐待の早期発見・予防を図る。	
現況	赤ちゃん訪問 98.0% 4～7か月育児相談 86.7%	
目標（H31）	継続実施	

No.21	養育訪問支援事業	健康推進課 児童福祉課
施策内容	赤ちゃん訪問指導で、特に支援が必要な世帯に対し訪問支援を実施する。支援を必要とする各世帯のケースに応じ関係各課と連携し、養育に関する指導・助言を行う。	
現況	延べ訪問回数 18回	
目標（H31）	継続実施 延べ訪問回数 34回（支援が必要な世帯に対応）	

再掲 No.37	子育て短期支援事業	児童福祉課
施策内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う。	
現況	未実施	
目標（H31）	実態としてニーズが出た場合に対応する	

No.22	若年層の児童虐待防止対策事業	児童福祉課 健康推進課
施策内容	健康推進課、児童福祉課、市内小中学校養護教諭部会が連携を図り、小中学校において、性、妊娠、出産に関する正しい知識の習得を目的に、年齢に応じた保健教育等を実施し、命の大切さを学び、若年の妊娠・出産や児童虐待の未然防止に努める。	
現況	市内小中学校で年齢に応じた保健教育を実施	
目標（H31）	継続実施	

### ⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭が安心して子育てを含む生活を営み、その子どもが他の子どもたちと変わりなく、心身ともに健全に成長できるように支援します。

また、ひとり親自身が健康で文化的な生活を送ることができるよう自立支援や生活支援の充実を図ります。

〈個別施策〉

No.23	母子・父子家庭医療費助成事業	国保年金課
施策内容	県の医療福祉対策要綱に基づき、18歳未満の児童を養育しているひとり親とその子（高校を卒業するまで）に医療費を助成する。	
現況	受給者 845人 24,500千円	
目標（H31）	継続実施	

No.24	児童扶養手当給付支援事業	児童福祉課
施策内容	父母の離婚等により、児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童の健やかな成長を願って支給する。	
現況	実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.25	ひとり親家庭等入学祝金事業	児童福祉課
施策内容	3/1 現在において入学児童を有するひとり親家庭等の保護者に対し、中学・高校入学時の経済面の支援として祝金 30,000円を支給する。	
現況	中学入学祝金：52名 高校入学祝金：61名	
目標（H31）	継続実施	

No.26	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	児童福祉課
施策内容	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。	
現況	継続支給：1名 新規支給：2名 入学支援終了一時金支給：1名	
目標（H31）	継続実施	

No.27	交通遺児手当支給事業	児童福祉課
施策内容	義務教育終了前の交通遺児を養育する父、もしくは、母等に手当を支給し、交通遺児の養育及び就学上の不安を解消するとともに心身の健全な育成を図るために、遺児1人につき月額2,000円を支給。	
現況	受給者：3名（対象児童5名）	
目標（H31）	継続実施	

### ⑧障がい児施策の充実

障がいのある人もない人も共に通常の社会生活を営めることを目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい児の健全な成長と自立を促進します。

乳幼児期からの発達相談・支援を図り、特別な支援が必要な子どもが地域で安心して暮らせるよう在宅支援の充実や教育支援体制の整備等の取り組みを推進します。

#### 〈個別施策〉

No.28	障がい児への発達相談・支援	健康推進課
施策内容	〈ことばの相談室〉 各種検診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児と保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援を行う。	
現況	〔個別指導〕 年20回 〔集団指導〕 年23回	
目標（H31）	継続実施	

No.29	特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課
施策内容	身体や精神に障がいのある児童を家庭で介護している者に支給する。	
現況	年3回支給（4月、8月、12月） 1級 月額49,900円 37名 2級 月額33,230円 32名 （※手当月額・受給者数は平成26年度の金額。物価スライドにより、月額変動あり）	
目標（H31）	継続実施	

No.30	在宅障がい児福祉手当支給事業	社会福祉課
施策内容	20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に支給する。	
現況	年3回支給（4月、8月、12月） 月額3,000円 受給者数55名（平成26年度の実人数※平成27年1月末現在）	
目標（H31）	継続実施	

No.31	障がい者(児)の福祉サービス	社会福祉課
施策内容	居宅介護・短期入所・発達支援・放課後等デイサービス等、障がい児の能力及び必要性に応じ適切な福祉サービスの給付を行う。	
現況	居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、移動支援の実施	
目標（H31）	継続実施	

No.32	補装具の交付・修理	社会福祉課
施策内容	身体上の障がいを補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理に伴う費用を支弁する。	
現況	交付 11 件（補聴器 4 件、車いす 1 件、座位保持装置 1 件、義足 1 件、 下肢装具 1 件、盲人安全つえ 1 件、眼鏡 1 件） 修理 9 件（補聴器 4 件、座位保持装置 3 件、車いす 2 件） ※平成 27 年 1 月末現在	
目標（H31）	継続実施	

No.33	日常生活用具の給付・貸与	社会福祉課
施策内容	日常生活がより円滑に行われるために、障がいの種類及び程度を基準に必要なに応じて給付・貸与する。	
現況	給付 32 件（紙おむつ 18 件、ストマ用装具 12 件、電気式たん吸引器 1 件、 視覚障害者用拡大読書器 1 件）※平成 27 年 1 月末現在 ※紙おむつ・ストマ用装具は、1 ヶ月分を 1 件とする。	
目標（H31）	継続実施	

No.34	特別支援学級児童生徒事業	学校教育課
施策内容	教室の改造や備品を整備し、将来的に一般社会に適応できるよう努める。	
現況	新規の特別支援学級増設時の速やかな対応。教室の環境整備と備品の充実。 心身に障害等のある児童生徒の学校生活を補助する教育補助員を配置する。	
目標（H31）	継続実施	

No.35	障がい児保育	保育所 児童福祉課
施策内容	保育所において、障がいのある子どもを受け入れ、障害の状況にあわせて個別的な対応に配慮しながら無理のないよう集団保育を実施する。また、民間保育園に対しては、障がいのある子どもの受け入れをしている園に保育士の配置に必要な経費を補助し、心身に障がいを有する乳幼児の保育の推進を図る。	
現況	実施中	
目標（H31）	継続実施	

## 2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育

### ①地域における子育て支援の充実

共働き家庭の増加により、子育て支援のニーズは多様化し、今後も拡大する傾向にあり、地域における様々な子育て支援の充実が必要です。

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童の遊び・生活の場を確保します。

また、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合などに、一定期間、養育・保護する体制を整え、子どもが病気の時の保育についても確保していきます。

子どもの幸せとすべての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、親子の交流の場や子育てに関する情報の提供に努め、子育てに関する相談や助言を行い、子どもの健やかな育成を支援するとともに、地域、行政、関係機関による協力体制を強化していきます。

#### 〈個別施策〉

No.36	放課後児童健全育成事業	児童福祉課
施策内容	学童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	
現況	公立 11 施設・私立 1 施設で実施中	
目標（H31）	順次拡大予定	

No.37	子育て短期支援事業	児童福祉課
施策内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う。	
現況	未実施	
目標（H31）	実態としてニーズが出た場合に対応する	

No.38	病児保育事業	児童福祉課
施策内容	病児について、市内病院に付設された専用スペースで、一時的に保育を実施する。	
現況	検討中	
目標（H31）	1日あたり5人程度に対応	

No.39	保育所における相談事業	保育所
施策内容	保護者からの遊びやしつけなどに関する相談に随時対応する。	
現況	実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.40	利用者支援事業	児童福祉課
施策内容	乳幼児及びその保護者の身近な場所で、相談・助言等を行い、必要に応じて関連機関との連絡調整等を図る。また、地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。	
現況	市役所関係各課及び子育て支援センターにおいて相談対応や情報提供を実施。	
目標（H31）	継続実施	



No.41	地域子育て支援拠点事業	児童福祉課
施策内容	乳幼児と保護者の交流の場の提供や子育てに関する相談や情報の提供を行い、子育ての孤独感、負担感等を緩和・解消し、子どもの健やかな生育を促進する。	
現況	桜川市子育て支援センター（社会福祉協議会に委託：2 施設） 私立保育園子育て支援センター（1 施設）	
目標（H31）	継続実施	

No.42	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課
施策内容	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動を支援し住民参加による子育て支援の輪を広げる。	
現況	平成 26 年度事業開始	
目標（H31）	継続実施	

## ②地域における人材養成 新規

多様な子育てニーズに対応し支援を充実させていくためには、人材の確保が必要となります。地域のボランティアの育成や効果的な活用を図ります。また、新たに開設されたファミリー・サポート・センターの周知に努め、保育ニーズに対応していきます。

さらに、既存の健康推進員や食生活推進員との連携を深め、活動を支援します。

### 〈個別施策〉

No.43	ボランティアの育成	社会福祉協議会
施策内容	ジュニアボランティアスクール、人材育成福祉体験事業など地域で活躍するボランティアを育成します。	
現況	各種ボランティア育成事業の実施	
目標（H31）	継続実施	

再掲 No.42	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課
施策内容	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動を支援し住民参加による子育て支援の輪を広げる。	
現況	平成 26 年度事業開始	
目標（H31）	継続実施	

再掲 No.16	地区組織との連携、活動支援	健康推進課
施策内容	各種乳幼児健診・相談時の計測の際の記入やカウプ指数の算出、市民際への参加、研修会へ出席し知識を習得する。	
現況	健康推進員の乳幼児健診時協力 年 56 回 食生活推進員協議会による食育教育 保育所 3 か所 小学校 4 か所 わくわくチャレンジ教室 年 4 回	
目標（H31）	継続実施	

### ③教育・保育の充実

多様な保育支援が望まれる背景には、現在の仕事と子育てを両立させたいと願う保護者と、現在は就労していないものの強い就労意欲を持つ保護者の存在があります。

少子化の進行により想定される児童の減少と保護者ニーズの拡大とのバランスを考慮しながら、各家庭の状況・希望に応じた適切な教育・保育を提供します。

また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育時間の延長や一時的な預かり等の充実や地域との連携により多様な保育ニーズへの対応を図ります。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するために児童手当等給付し支援します。

#### 〈個別施策〉

No.44	通常保育事業：保育所	保育所
施策内容	児童の保護者及び同居の親族が就業等の理由で、保育ができないと認められる場合、保育所で子どもを預かり保育を行う。 開所時間：11 時間 保育時間：保育所による	
現況	7 施設	
目標（H31）	継続実施	

No.45	通常保育事業：幼稚園	幼稚園
施策内容	3 歳児（公立は 4 歳児）から小学校就学までの幼児を保育し、心身の発達の助長に努める。	
現況	5 施設	
目標（H31）	継続実施	

No.46	延長保育事業	保育所
施策内容	保育所における開所時間外の保育ニーズに対応し、保育を実施する。	
現況	私立保育園 3 施設で実施	
目標（H31）	7 施設で実施	

No.47	幼稚園の預かり保育事業	幼稚園
施策内容	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望者を対象に保育を実施する。	
現況	私立 2 園で実施中	
目標（H31）	5 園で実施	

No.48	地域型保育事業	児童福祉課
施策内容	0～2 歳の低年齢児を受け入れて保育する事業。	
現況	未実施	
目標（H31）	事業申請があった場合に対応	

No.49	一時預かり事業	保育所
施策内容	疾病・出産・冠婚葬祭等で一時的に保育困難となった場合に預かり保育する事業。	
現況	公立保育所 4 施設・私立保育園 3 施設で実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.50	保育所施設整備事業	保育所
施策内容	保育充実のための施設整備推進。	
現況	維持・修繕を実施	
目標（H31）	各保育所において、修繕を図りながら施設を維持する。	

No.51	幼稚園施設整備事業	幼稚園
施策内容	幼児教育充実のための施設整備推進。	
現況	維持・修繕を実施	
目標（H31）	各幼稚園において、修繕を図りながら施設を維持する。	

No.52	幼保一体化推進事業	保健福祉部
施策内容	公立保育所・幼稚園再編成	
現況	計画策定中	
目標（H31）	公立保育所・幼稚園再編成と民間への移行。	

No.53	児童手当等給付支援事業	児童福祉課
施策内容	中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの子どもを養育している方に児童手当を支給し、児童の健全な育成を図る。	
現況	実施中	
目標（H31）	継続実施	

#### ④地域における子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援や保育に関する情報を効果的・効率的に提供し、多くの親子が気軽に参加できる場を設けることで、地域における子育て支援ネットワーク形成を促進します。

##### 〈個別施策〉

No.54	保育所と保護者のネットワークの構築	保育所
施策内容	保育所において、保育所と保護者同士などの情報交換や相談の場を設ける。	
現況	個別面談の実施	
目標（H31）	相談窓口の充実	

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、子どもの悩みや不安に対しての相談や支援、信頼される学校づくりなど、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に努めます。

また、次代の担い手であるすべての子どもが、心身ともにすくすくと個性豊かに成長できるよう、支援をしていきます。

さらに、幼稚園・保育所（園）と小学校との連携の強化、家庭や地域と連携により信頼される学校づくりを推進します。

〈個別施策〉

No.55	学校活性化非常勤講師配置事業	学校教育課
施策内容	「生きる力」を育成するためには、生涯にわたって学び続けるための真の学力の育成が不可欠である。そのような学力をつけるために少人数加配を実施している。複数の教員の配置によって児童生徒の個に応じた指導を通して基礎学力の定着を図っている。	
現況	各小中学校で実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.56	児童・生徒の情報教育の推進	学校教育課
施策内容	児童生徒が、将来ICT社会で活躍することを見据えた情報教育の充実を図る。	
現況	校内タブレットPC 機器の整備。校内無線LANの整備。	
目標（H31）	継続実施	

No.57	英語指導助手の活用事業	学校教育課
施策内容	国際社会を迎えている現代社会において、英語教育の必要性が高まっていることから幼小中学校へALTを派遣する。	
現況	小学校1～4年生（年間5,6回）、小学校5～6年（年間35時間）、幼稚園（年間3回）、中学校（年間1校100日）	
目標（H31）	継続実施	

No.58	教員のレベルアップ	学校教育課
施策内容	全職員の能力向上を図る各種研修会への参加。	
現況	各種研修会への参加	
目標（H31）	継続実施	

No.59	教職員研修にかかわる事業	学校教育課
施策内容	教職員の資質の向上のため、県の派遣指導主事を配置して専門的事項にかかる研修を図っている。	
現況	派遣指導主事の配置。市内小中学校・幼稚園の計画訪問、要請訪問、集合指導の実施。	
目標（H31）	継続実施	

No.60	人権尊重の教育	生涯学習課
施策内容	市の推進体制を強化し、教職員の研修、児童生徒・地域住民へ学習機会を設け、全市的に人権意識の啓発を図る。	
現況	人権教育講演会の開催 人権教育作品集(市内幼・小・中学生の作品)の作成 視聴覚教材の活用	
目標（H31）	人権教育講演会の開催 人権教育作品集(市内幼・小・中学生の作品)の作成 視聴覚教材の活用	

No.61	教育相談事業	学校教育課
施策内容	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の不登校・いじめ等や児童生徒の問題行動に対応する。	
現況	拠点校（中学校3校）にスクールカウンセラーを配置	
目標（H31）	継続実施	
No.62	児童・生徒の読書活動の推進	学校教育課
施策内容	学校図書館の充実のための図書購入費を各学校に配分している。 また、地域の人材を活用して読み聞かせなどの活動を推進し読書への意見や興味、関心を高め豊かな心の育成を図る。	
現況	全小中学校 書購入費 100,000円/校	
目標（H31）	蔵書冊数の整備	
No.63	子ども読書推進事業	学校教育課
施策内容	読書は豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育む上で極めて大切であり、現在読書離れの状況にある子どもたちに読書を促すための一助として読書冊数の多い児童生徒を表彰する。	
現況	目標：各小学校4～6年生 1人50冊を読む。各中学校1～3年生 1人30冊を読む。	
目標（H31）	県教育長賞受賞者小学校90%、中学校70%以上を目指す	
No.64	体育の授業の充実「夏休み水泳教室」	スポーツ振興課
施策内容	小中学生の初心者から上達したい小中学生や一般から高齢者までを対象とした、水泳教室を実施し、参加者相互の親睦や技術の向上を図る。	
現況	実施中	
目標（H31）	小中学生初心者から上級者まで及び一般から高齢者までの水中運動教室の水泳教室（4教室）述べ20日間。また、上達したと50%以上の人が感じることを目指す。	
No.65	学校評議員制度の充実	学校教育課
施策内容	保護者や地域の方々 의견을幅広く聴き、学校が家庭や地域と連携しながら特色のある教育活動を行えるよう、各小中学校に学校評議員制度を導入した。	
現況	各学校において、年2～3回学校評議員会議を実施。	
目標（H31）	継続実施（活動報告会の実施）	
No.66	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	学校教育課
施策内容	桜川市適応指導教室から桜川市教育支援センター「さくらの広場」へ名称を変更し、開設曜日を拡大し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援・援助等を・教育相談等の業務を行う。	
現況	相談員2名、カウンセラー1名 週5日開設（月～金）電話相談及び入室した児童・生徒・保護者の相談、支援を行う。	
目標（H31）	センター施設の新設、カウンセラー・相談員の3人体制と常時勤務体制の確立	
No.67	図書の充実	生涯学習課
施策内容	公民館図書室の蔵書冊数を住民のリクエストに応えるよう整備する。茨城県情報ネットワークサービスを利用し、資料を他館より借用して、利用者へ提供する（相互貸借）の充実を図る。	
現況	岩瀬中央公民館 大和中央公民館 真壁伝承館真壁図書館	
目標（H31）	蔵書数の整備	

No.68	お話の広場活動事業	生涯学習課
施策内容	読み聞かせや紙芝居等おはなしやゲーム等を楽しみ指導し、子ども達の豊かな知性が向上するように活動している。	
現況	岩瀬中央公民館 月 1 回実施 大和中央公民館 年 10 回実施 真壁伝承館真壁図書館 月 1 回実施	
目標 (H31)	施策内容の充実及び読み聞かせの向上	

No.69	保育所・幼稚園と小学校の連携体制の構築	幼稚園・保育所
施策内容	<p>&lt;真壁地区&gt; 保育所・幼稚園の年長児を対象に、年 1 回学区の小学校訪問を行い、低学年の児童との交流を図っている。また各小学校教職員と就学予定者との情報交換を行うことで、共通理解を図る。</p> <p>&lt;大和地区&gt; 幼稚園と保育所では職員間の情報交換を実施する。 幼稚園と小学校では、総合的な学習の時間等に交流を実施しているほか、就学予定者について 教諭間の情報交換を実施する。</p> <p>&lt;岩瀬地区&gt; 幼稚園と小学校では「総合的な学習の時間」等に交流を実施しているほか、運動会を連携して行っている。また、小学校教職員と就学予定者との情報交換を実施し相互理解を図る。</p>	
現況	真壁・岩瀬・大和地区で実施中	
目標 (H31)	継続実施	

## ⑥子どもの健全育成

少子化の進行により、同世代はもとより異世代との交流が希薄になり、身近な仲間関係の形成や社会性の発達、さらには規範意識の形成に少なからず影響があると考えられています。

子どもたちが、地域社会の中で人とのかかわりやルールを学ぶ機会の提供や、地域社会に対する関心を高め、郷土を愛する心を培う体験活動の促進を図ります。

また、地域での遊びの場の提供や安心して過ごせる放課後の居場所の整備に努めます。

### 〈個別施策〉

No.70	職場体験事業	学校教育課
施策内容	中学校2年生を対象に、地域の商店や事業所等の協力を得て職場体験を行なうことにより、他人とのかかわりや思いやり、社会のルールを学ぶ。	
現況	毎年中学校5校（中2対象）で実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.71	ふるさと発見事業	学校教育課
施策内容	小学生が自分たちの住んでいる地域の特色のある場所や、人材、文化等の良さを探索する体験的な活動を通して、地域の方々との交流を深めながら、郷土を愛する心を培う。	
現況	毎年小学校2校で実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.72	児童館の利用促進	児童福祉課
施策内容	施設の利用を通して児童の健全育成を推進する。	
現況	実施中	
目標（H31）	継続実施	

再掲 No.36	放課後児童健全育成事業	児童福祉課
施策内容	学童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	
現況	公立11施設・私立1施設で実施中	
目標（H31）	順次拡大予定	

再掲 No.79	青少年健全育成活動（学校週5日制対応事業）	生涯学習課
施策内容	<p>〇わくわくチャレンジ事業：岩瀬地区、大和地区 週末の子どもの居場所作りのため、岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室（おもしろ理科、作って楽しもう、自然・文化財探検、お料理）を実施する。</p> <p>〇コミュニティースクール事業：真壁地区 真壁地区の4つの小学校において、地域の機関・団体と連携し、児童・生徒に学校外活動の場や機会を提供するため、各種事業を実施する。</p>	
現況	わくわくチャレンジ事業として、岩瀬・大和地区の児童を対象に岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室を年16回実施。 コミュニティースクール事業として、真壁地区の4つの小学校ごとに実行委員会を組織して、各種事業を実施。	
目標（H31）	わくわくチャレンジ事業として、桜川市全地区の児童を対象に岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室を年16回実施。 コミュニティースクール事業として、真壁地区の4つの小学校ごとに実行委員会を組織して、各種事業を実施。	

### 3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て

#### ①次代の親の育成

次代の地域社会を担う青少年が、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思えるような地域環境の整備や、愛着・誇り・希望をもてる地域社会の形成を目指します。

登校時のあいさつ運動やスポーツなどのイベントを通して、地域の人々との交流の機会や子ども会の活動を支援します。

また、青少年の健全育成のため、地域ぐるみの啓発活動を行い、地域環境の整備に努めます。

さらに、子育ての前提となる結婚を促進する観点から、出会いの機会や情報の提供を推進します。

#### 〈個別施策〉

No.73	青少年健全育成活動（声かけ運動・スポーツ活動）	生涯学習課 スポーツ振興課
施策内容	青少年育成桜川市民会議が中心となり、青少年関係団体と連携して小中学校の登校時にあいさつ、声かけ運動を実施。 スポーツ少年団が、各種スポーツ大会を実施し、又参加し参加者相互の親睦、スポーツ普及、技術の向上を図る。 技術の向上を図ると共に、参加者相互の交流を深め活動の場を通して、リーダーとしての資質の向上を図る。 体力を高めると共に、最後まで頑張り抜く強い精神力を養う。 親子スポーツ教室。	
現況	声かけ運動 全小中学校実施 スポーツ活動 実施中	
目標（H31）	声かけ運動 全小中学校で実施	

No.74	子ども会育成事業	生涯学習課
施策内容	市内の子ども会会員(通称「桜っ子」)が市内外を問わず、文化や自然、様々な体験の一助となる活動を行うことにより、子どもたちの探究心を呼び覚まし、新たな知識の獲得や環境への意識の高揚、さらに活動をとおして子どもたち同士の友好と親睦を図る。	
現況	桜っこ探検隊実施中	
目標（H31）	桜っ子探検隊実施	

No.75	青少年のための健全育成活動	生涯学習課
施策内容	青少年相談員と連携した、街頭指導（巡回活動）の実施。 青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼。 図書等自動販売機等立入調査の実施。	
現況	巡回活動の実施 年5回 「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼 年1回 自動販売機等立入調査 年1回	
目標（H31）	巡回活動の実施 年5回 「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼 年1回 自動販売機等立入調査 年1回	

No.76	青少年を取り巻く環境浄化運動	生涯学習課
施策内容	青少年育成桜川市民会議・関係機関・青少年相談員・各団体の協力で地域ぐるみの啓発活動として実施。（通学路の環境安全点検/空缶・ごみ拾い/違法ビラ・捨て看板等の撤去）	
現況	各小学校区単位に年1回実施中	
目標（H31）	各小学校区単位に年1回実施	



No.77	結婚のおうえん	農林課 企画課
施策内容	地域未婚者の結婚対策を支援するため、広域での連絡調整を図りながら未婚者の交流の場や情報提供を推進し、地域の活性と振興に寄与する。また、県施策との連携を図る。	
現況	出会いパーティー・婚活セミナー 実施中	
目標（H31）	継続実施（年5回）	

## ②家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てていくために、家庭・学校・地域の連携を図りながら、全ての教育の出発点ともなる家庭での教育力の向上を図ります。

また、地域の人々や自然環境・教育資源を活用した多様な体験活動等の機会充実を図るなど、地域における教育力の向上に努めます。

### 〈個別施策〉

No.78	家庭教育学級	生涯学習課
施策内容	もう一度家庭教育の役割を見直し、充実させるため、各学校独自に計画を立て学習する。	
現況	小学校 11 校、中学校 5 校（全小中学校 1 年生保護者対象）で実施中	
目標（H31）	小学校 11 校、中学校 5 校（全小中学校 1 年生保護者対象）で実施	

No.79	青少年健全育成活動（学校週 5 日制対応事業）	生涯学習課
施策内容	<p>〇わくわくチャレンジ事業：岩瀬地区、大和地区 週末の子どもの居場所作りのため、岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室（おもしろ理科、作って楽しもう、自然・文化財探検、お料理）を実施する。</p> <p>〇コミュニティースクール事業：真壁地区 真壁地区の4つの小学校において、地域の機関・団体と連携し、児童・生徒に学校外活動の場や機会を提供するため、各種事業を実施する。</p>	
現況	わくわくチャレンジ事業として、岩瀬・大和地区の児童を対象に岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室を年16回実施。 コミュニティースクール事業として、真壁地区の4つの小学校ごとに実行委員会を組織して、各種事業を実施。	
目標（H31）	わくわくチャレンジ事業として、桜川市全地区の児童を対象に岩瀬中央公民館・大和中央公民館において4つの教室を年16回実施。 コミュニティースクール事業として、真壁地区の4つの小学校ごとに実行委員会を組織して、各種事業を実施。	

## ③良質な住宅の確保

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素の一つです。

地域の子育て環境整備の一環として、公営住宅の改修・改善を実施し良質な住宅の整備を推進します。

### 〈個別施策〉

No.80	良質な市営住宅の整備	都市整備課
施策内容	耐用年限を経過し老朽化による用途廃止した住宅の撤去を進めるとともに、桜川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修・改善を順次実施し、良質な住宅環境の整備を図る。	
現況	用途廃止住宅（6 住宅） 屋外防水修繕（金井住宅・ますみ住宅） 外壁改修（鋤田住宅）	
目標（H31）	外壁改修の継続実施（ますみ住宅・金井住宅・東十枚住宅）	

#### ④安全で安心なまちづくりの推進

公共の場における「子育てバリアフリー」を促進し、安全に安心して生活することができるまちづくりを推進します。

子どもや親子をはじめ、だれもが安心して訪れることができる公園の安全管理に努め、トイレや砂場の衛生管理の定期的な実施、公園、駐車場・駐輪場等の整備を推進します。

##### 〈個別施策〉

No.81	子どもに配慮した公園事業	都市整備課
施策内容	児童公園（岩瀬地区 2 か所、真壁地区 3 か所）のほか、地区公園をはじめ街区公園などを設置しており、定期的な遊具の点検を行いながら安全管理に努める。	
現況	公園遊具の劣化診断点検を実施中 【公園内訳】 西小埜児童公園・北 1 号公園・北 3 号公園・南 1 号公園・岩瀬中央児童公園・友部住宅団地公園・真壁中央公園・花の入公園・原方児童公園・新宿児童公園・仲町児童公園・紫尾住宅団地公園 【遊具修繕実施】 長寿命化計画に基づく遊具修繕を実施する。	
目標（H31）	管理業務の継続実施	
No.82	公園のトイレや砂場の衛生管理	都市整備課
施策内容	公園内の清掃とトイレ・砂場の衛生管理に努める。	
現況	公園内清掃、公園トイレ清掃を実施中 砂場検査を実施中	
目標（H31）	管理業務の継続実施	
No.83	公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	都市整備課
施策内容	公園及びトイレ、駐車場、駐輪場の整備を推進し、環境美化に努める。	
現況	いたずらや経年劣化による施設破損の修繕を実施中（随時）	
目標（H31）	管理業務の継続実施	

### ⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全対策の充実に伴い、交通事故件数は減少傾向にありますが、子どもやお年寄りなど交通弱者の交通事故は、依然として少なくありません。

子どもを交通事故から守るため、学校・地域・関係機関との連携を強化し、交通安全教室の開催、自転車の安全利用の促進など交通安全指導を推進します。

また、下校時の巡回パトロールによる交通安全指導を実施し、子どもの交通事故防止に努めます。

さらに、通学路周辺の安全施設の状況確認および修復や新たな設置により、安全な通学路の整備に努めます。

#### 〈個別施策〉

No.84	交通安全指導事業	生活安全課
施策内容	交通安全教室：小中学校での安全教室（歩行実技・自転車の乗り方等） 幼児交通安全教室：保育所・幼稚園での交通安全教室 交通安全体験事業：小学校4年生を対象にした交通安全体験学習 通学時間帯街頭立哨：交通安全の日（毎月1日）を基準に通学児童への交通立哨 新入生交通安全啓発事業：小中学校新入生へ交通安全グッズ配布 通学用自転車点検事業：自転車通学を行っている児童・生徒の自転車点検	
現況	交通安全教室：全小中学校及び保育所・幼稚園 自転車点検：自転車通学の学校 交通安全体験・新入学生啓発・街頭立哨	
目標（H31）	継続実施	

No.85	下校時巡回パトロール	学校教育課
施策内容	PTA連絡協議会と先生と一緒に下校時間に合わせて、交通安全指導に巡回パトロールを実施。	
現況	交通安全指導、巡回パトロールの実施	
目標（H31）	継続実施	

No.86	小中学校指定通学路の整備	建設課
施策内容	市内小中学校指定通学路周辺の安全施設を確認し、その状況に応じて不具合箇所の修復及び設置について計画的に実施する。又国県道における交通安全施設の設置要望に対しては、関係機関と協議し、整備を進めるよう要望する。	
現況	小学校実施中11校・中学校5校 カーブミラー・ガードレール・外側線等の修復及び設置を実施中	
目標（H31）	維持管理業務の継続実施	

⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るとともに、子どもに関わる犯罪等を未然に防止するため、学校・自治会など地域の教育機関や組織と連携した活動を推進します。

そのため、パトロール活動や登下校時の見守り活動の強化に努めるとともに、啓発活動による地域や子どもの防犯意識の醸成を促します。

また、児童生徒への防犯ブザーの配布や危険から身を守る指導を積極的に推進するとともに、学校の危機管理マニュアルを作成し、子どもの安全確保に努めます。

〈個別施策〉

No.87	地域安全防犯啓発事業（防犯パトロール等）	生活安全課
施策内容	防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシ配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施する。	
現況	防犯パトロール、啓発活動、登下校時の見守り活動	
目標（H31）	継続実施	

No.88	連れ去り防止対策	学校教育課
施策内容	子どもの安全を確保するために防犯ブザーを携帯（全児童生徒へ配布）し不審者や危険から身を守ると共に、危険等に遭遇したときは、子ども 110 番に駆け込むように指導する。	
現況	児童生徒への防犯ブザーの配布、安全指導実施中	
目標（H31）	継続実施	

No.89	危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	学校教育課
施策内容	各小中学校において危機管理マニュアルを作成して、不審者の侵入防止に必要な体制を整え、児童生徒の安全確保に努める。	
現況	体制の整備	
目標（H31）	継続実施	

## ⑦仕事と子育ての両立支援

男女が子育てを分担して行い、その喜びと責任を分かち合えるよう、仕事と子育ての両立支援を図ります。

そのため、働き続けられる雇用環境の整備と意識改革を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら、仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直しを図るための広報、啓発活動、情報提供に努めます。

また、多様な働き方に対応し、現在の子育て支援では補いきれない保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの普及を推進します。

### 〈個別施策〉

No.90	男女共同参画の推進	企画課
施策内容	行政や民間における男女共同参画を促進するための環境整備を推進します。そのため、相談体制の充実を図るとともに、広報活動やセミナーを通して、男女共同参画意識の普及に努めます。また、政策決定過程における女性の参画を促進します。	
現況	審議会の女性の進出の割合 19.1% 委員会の女性の進出の割合 9.1% (H26)	
目標 (H31)	審議会・委員会の女性の進出の割合 30%	

再掲 No.42	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課
施策内容	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動を支援し住民参加による子育て支援の輪を広げる。	
現況	平成 26 年度事業開始	
目標 (H31)	継続実施	



## V 放課後子ども総合プラン

1. 放課後子ども総合プランの趣旨・目的
2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と  
放課後子ども教室の実施状況
3. 放課後児童クラブ（学童クラブ）の  
平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
4. 一体型・連携型放課後児童クラブ（学童クラブ）の  
平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
5. 放課後子ども教室の平成 31 年度に  
達成されるべき目標事業量
6. 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
7. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
8. 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（学童クラブ）  
の開所時間の延長に係る取組

## 1. 放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

## 2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況

桜川市の小学校は、平成 26 年度においては 11 校となっています。全小学校で放課後児童クラブ（学童クラブ）を実施しており、その他に私立の学童保育が 1 か所となっています。

また、放課後子ども教室は週末活動支援事業等として実施しています。

## 3. 放課後児童クラブ（学童クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブ（学童クラブ）の目標事業量は、量の見込みと確保方策に基づき、平成 31 年段階で 12 か所、目標事業量 495 人とします。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の見込み		510 人	484 人	464 人	441 人	429 人
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
目標事業量（確保量）	343 人	530 人	515 人	515 人	510 人	495 人
小学校区の整備状況	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 4. 一体型・連携型放課後児童クラブ（学童クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

「桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づく学校再編の状況と連携し、小学校での一体型または連携型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の実施を検討していきます。

## 5. 放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

「桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づく学校再編の状況と連携し、すべての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保を図るため、実施できる環境にある市内小学校区を調査、把握し、条件の整った小学校区より順次整備していきます。

## 6. 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

桜川市においては、平成 26 年 6 月に策定した「桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、統廃合も含め今後 10 年間の小中学校の適正配置化を目指していくところです。

本市においては、学校再編に係る事業の進捗を見据えながら、再編後の学校施設に余裕教室等が発生した場合において、積極的な活用を随時、検討していくものとします。

## 7. 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

現在、児童福祉課が所管する放課後児童クラブ（学童クラブ）と、生涯学習課が所管する放課後子ども教室で実施する週末活動支援事業等が十分に連携を図っていくものとします。

## 8. 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（学童クラブ）の開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブ（学童クラブ）の開所時間延長については、「桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づく学校再編の状況と連携し、利用者のニーズを踏まえた上で、検討していくものとします。